

社会福祉法人平田村社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

制定 平成28年12月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人平田村社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規定により、評議員及び役員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等が会長の招集に応じて会議に出席した時は、報酬として日額3,000円を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が、その職務のため村外に旅行した時は、社会福祉協議会旅費規定により旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人平田村社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成14年4月1日施行）は、廃止する。